

ID: 22

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	放送施設使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市ケーブルテレビ放送センター条例 第18条第3項		
例 規 番 号	平成17年条例第14号		
【根拠条文】 (施設の使用) 第18条 放送施設を使用した放送を依頼しようとする者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしない。 (1) その使用の内容が法令又は自主放送番組基準に抵触するおそれがあるとき。 (2) 放送施設の業務の支障となるおそれがあるとき。 3 第1項の規定により放送施設を使用することの承認を得た者は、別表第3に定める使用料を納入しなければならない。 4 前項の使用料については、第14条の規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日